

令和2年(健)第779号

令和3年11月30日

## 主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による往療料を支給とした処分の取り消しを求めるといふことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、同人の被扶養者であるA(以下「当該被扶養者」という。)が、脳性麻痺、脳梗塞後遺症、小頭症及びてんかん(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までのうち9日間(以下「申請期間1」という。)について、また、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間のうち6日間(以下「申請期間2」といい、「申請期間1」と併せて「本件申請期間」という。)について、a社(〇〇市〇〇-〇-〇-〇 〇〇〇〇〇)のBあん摩マッサージ指圧師(以下「当該施術師」という。)から受けたマッサージ施術(以下「本件施術」という。)に要した費用から一部負担金相当額を控除した額につき、申請期間1については同年〇月〇日(受付)、申請期間2については〇月〇日(受付)に、〇〇健康保険組合(以下「本件組合」という。)に対し、健保法による家族療養費の支給を申請した(以下「本件申請」という。)

2 本件組合は、請求人に対し、申請のあった療養費のうち申請期間1について、令和〇年〇月〇日付けで往療料を除くその余の〇万〇〇〇〇円を支給し、申請期間2について、同年〇月〇日付けで往療料を除くその余の〇〇〇〇円を支給し、往療料については、「当該施術のみが往療

を要するものであると認められるような合理的な理由が見当たらないこと。」また、「他の医療機関等を通院により受診していることから、当該被扶養者が真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難であるとは認められないこと。」として、申請期間1、申請期間2のいずれについても、これを支給しない旨の2個の処分(以下、往療料について不支給とした部分を「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

## 理由

### 第1 問題点

1 健保法による現金給付としての家族療養費の支給については、同法第110条第7項の規定により同法第87条の規定が準用されているが、同条による療養費の支給については、(1)保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は、(2)被保険者が保険医療機関等以外の医療機関等から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費(現金給付)を支給することができると定められている。

2 そして、その具体的な取扱いについては、「はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号厚生省保険局長通知)によるとされ、これによれば、往療については、「はり及びきゅうに係る施術において治療上真に必要なものと認められる場合に行なう往療については認めて差し支えないこと。」とされている。また、往療料を支給する場合には、施術の同意を行った医師の往療に関する同意が必要であるとされている。さらに、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサー

ジ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日 保医発1001002号厚生労働省保険局医療課長通知)によれば、「往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。」とされている。

そして、地方厚生局保険課宛ての疑義解釈資料として、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(平成24年2月13日厚生労働省保険局医療課事務連絡)が発出されており、その別添2(マッサージに係る療養費関係)には、次のとおり記載されている。

「(問21)「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等」とは、どのような理由を指すのか。(答)疾病や負傷のため自宅で静養している場合等、外出等が制限されている状況をいうものであり、例えば、循環器系疾患のため在宅療養中で医師の指示等により外出等が制限されている場合に認められる。したがって、単に施術所に赴くことが面倒である等の自己都合による理由は療養費の支給対象とならない。」

「(問33)医療機関等へ付き添い等の補助を受けて通院している場合、また、歩行が不自由であるためタクシー等を使用して通院している場合等の状況において、マッサージに係る往療料は算定できるのか。(答)「独歩による通所」が可能であるか否か等を勘案し、個別に判断されたい。事例のケースをもって一律に施術所に通所可能又は通所不可として取り扱うのは適切ではない。」

3 本件の場合、本件組合は、当該被扶養者は本件申請期間中に他の医療機関へ通院した事実があるので、「通所して治療を受けることが困難な場合」に当たらないと主張するのに対し、請求人は、当該被扶養者は当該傷病のため身体機能に重度の障害があり、寝返りやお座りもできな

い状態で、自力では歩行困難であって通院には保護者の付添が必須であることから、継続してマッサージ治療を受けるためには、往療が必要である旨の主張をしているのであるから、本件の問題点は、本件申請期間に係る当該被扶養者の当該傷病に対する本件施術に伴う往療料の支給について、上記療養費に関する規定等に照らし、支給対象として認められないかどうかということである。

## 第2 事実の認定及び判断

- 1 本件申請に係る療養費支給申請書(あんま・マッサージ)(令和〇年〇月分)によれば、初療年月日は令和〇年〇月〇日、施術期間は令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間のうち実日数9日(同年同月〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、〇日及び〇日)、請求区分は新規、傷病名又は症状は当該傷病、施術内容は、マッサージが躯幹、右上肢、左上肢、右下肢及び左下肢に対してそれぞれ9回の施術、温罌法・電気光線療法が3回と往療料9回とされ、摘要には当該施術師が訪問していることが記載されている。さらに、療養費支給申請書(あんま・マッサージ)(令和〇年〇月分)によれば、初療年月日は令和〇年〇月〇日、施術期間は令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間のうち実日数6日(同年同月〇日、〇日、〇日、〇日、〇日、及び〇日)、請求区分は継続、傷病名又は症状は当該傷病、施術内容は、マッサージが躯幹、右上肢、左上肢、右下肢及び左下肢に対してそれぞれ6回の施術、温罌法が3回と往療料6回とされ、摘要には当該施術師が訪問していることが記載されている。
- 2 本件申請に添付されたものと認められるb病院・c医師作成の令和〇年〇月〇日付同意書(あん摩マッサージ指圧療養費用)には、傷病名として脳性麻痺、脳梗塞後遺症、小頭症、てんかんが掲げられ、発病年月日「平〇年〇月〇日」、症状は躯幹、右上肢、左上肢、右下肢及び左下肢の筋萎縮、筋麻痺、その他の症状としてとして、「首が傾く、座位はまだ獲得

していない」とされ、施術の種類「マッサージ」、施術部位「躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢」、往療「必要とする」と記載された上、「独歩による公共交通機関を使つての外出が困難」と記載されている。

- 3 他方、診療報酬明細書及び診療行為日計表によれば、当該被扶養者は、本件申請期間である令和〇年〇月に、発熱、脱水、咳嗽、体重減少等の症状により、時間外の緊急受診を含めて6回、同年〇月には〇回、b病院の外来診療を、同月にc病院（以下「c病院」という。）の外来診療を1回、それぞれ受診しており、そのいずれについても往診料の算定がないことが認められる。

そして、本件記録中から、当該被扶養者がこれらの医療機関に通院した方法については、当該被扶養者の障害の状態、年齢などから、保護者の付添いによって医療機関を受診していることは明らかである。

- 4 本件記録によれば、当該被扶養者は、平成〇年〇月生の男児で、本件申請期間当時、〇歳前であるところ、当該傷病により、重篤な障害を抱えており、痙攣や発作があり、身体は常に硬く緊張している状態で、痠がつまりやすいとされ、外出時の発作等が心配される状況である。また、b病院は往診を行っておらず、c病院への通院は困難であるため、令和〇年〇月以降はc病院に通院しておらず、訪問介護や訪問リハビリを利用していることが認められる。

- 5 以上によれば、当該被扶養者は、当該傷病により、本件申請期間について、往療によるマッサージを受けているのであるが、本件申請期間に近接する時期に他の医療機関に通院して外来診療を受診していることが認められる。

しかしながら、医療機関への通院の理由や態様は様々であるから、通院の一事をもって、当該被扶養者について、歩行可能等の事実を認めることはできない。前記の疑義解釈の間33は、付き添い等

の補助を受けて通院している場合やタクシー等を使用して通院している場合等のマッサージに係る往療料の算定については、独歩による通所が可能か否か等を勘案し、個別に判断されたいとしているが、当審査会もこれを相当と考えるものである。したがって、本件についても、当該被扶養者の上記医療機関への通院の具体的な態様や、当該被扶養者の障害の状況・程度、日常生活における歩行等の状況及び外出の状況等を踏まえて、個別に判断をすべきところ、当該被扶養者は、単に幼児期の子というだけでなく、重篤な障害を抱えており、その外出には多くの困難が伴うこと、上記の外来通院については、医療機関が往診を認めていないなどのやむを得ない事情があることを考慮すると、本件については、「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合」に該当するというべきである。

以上によれば、往療料を不支給とした原処分は、相当ではなく、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。